

公立大学法人富山県立大学資金管理細則

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の資金調達と運用に関して必要な事項を定め、その業務の安全かつ円滑、効率的な運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 法人の資金の管理については、公立大学法人富山県立大学会計規程（以下「会計規程」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 資金管理とは、会計規程第 41 条から第 44 条までに規定する資金の調達と運用に関するすべての業務をいう。

(資金計画)

第 4 条 理事長は、資金管理方針に基づき、安全性、流動性、効率性を勘案した資金管理を行うため、資金計画を作成する。

2 資金計画は、経営審議会の審議の後、理事会の議を経て決定する。

(資金管理計画)

第 5 条 会計責任者は、前条の資金計画に基づき、次の各号に掲げる事項を検討し、当該年度の資金管理計画表（別紙様式第 1 号）を作成する。

- (1) 短期的な資金需要に対する短期借入の必要性及び資金調達に必要な事項
- (2) 長期的な資金需要に対する富山県からの資金借入及び資金調達に必要な事項
- (3) 余剰資金の運用に必要な事項

2 前項の当該年度の資金管理計画は、年次、四半期及び月次ごとに作成し、収入の種類、収納の時期及び金額、支出の時期及び金額その他必要な事項を明記するものとする。

3 資金管理計画を見直す場合の手続は、前2項の規定を準用する。

(資金管理計画の実績報告)

第6条 会計責任者は、四半期ごとに資金管理実績を理事長に報告しなければならない。

2 会計責任者は、資金管理計画を見直す必要があると認めたとき及び毎事業年度終了後に、資金管理実績表(別紙様式第2号)をもって理事長に報告しなければならない。

(資金調達)

第7条 法人の運営に要する資金は、運営費交付金、補助金、学生納付金、受託事業等、受託研究等、寄附金、補助金及びその他の収入によって調達する。

(長期借入金)

第8条 理事長は、第5条第1項の資金管理計画に基づき、長期借入金の必要を認めたときは、経営審議会の審議を経た上、理事会の議を経て富山県と協議する。

(短期借入金)

第9条 会計責任者は、一時的資金の不足を調整するため、会計規程第43条に規定する短期借入を行う場合は、借入先、借入金額、借入利率、返済期限、担保の有無等を決定する。

(担保の手続き)

第10条 会計責任者は、資金調達を行うにあたって大学の重要な資産を担保に供する場合は、理事長をして経営審議会の審議を経た上、理事会の議を経て決定する。

(資金の運用)

第11条 資金は、資金計画及び資金管理計画に基づき、適切に管理して安全有利に運用しなければならない。

(資金運用の対象)

第12条 法人の資金運用の対象は、次の各号のとおりとする。

(1) 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債権をいう。)及び地方独立行政法人法施行規則第2条に定める有価証券の取得

(2) 銀行及び施行規則第3条に規定する金融機関への預金又は郵便貯金

(3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

2 資金運用方法の選択、銀行等の選択、限度額及び預入期間の基準については別に定める。

(その他)

第13条 この細則に定めるもののほか、この細則を実施するために必要な事項については、
理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。